旭川市特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。），子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）

第２条　法第５５条第２項の規定による届出は，規則第４３条第１項に掲げる事項について様式第１号により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第３条　法第５５条第３項及び規則第４３条第２項の規定による届出事項の変更の届出は，様式第２号により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第４条　法第５５条第４項及び規則第４３条第３項の規定による区分の変更の届出は，様式第１号により行うものとする。

（関係機関への情報提供）

第５条　市長は，前３条の規定による届出に関し，国，都道府県に対して，情報を提供することができる。

（実施細目）

第６条　この要綱に定めるもののほか，特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関して必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。